

食品衛生法が大きく変わります。

ハ サ ッ プ

「HACCP」に沿った衛生管理が必須になります

- ☒ 飲食店・販売店の皆さんなどは
「手引書」に従って衛生管理を行いましょう。
(HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)



《対象事業者》

飲食店営業、給食施設、そうざい製造業、パン製造業（概ね消費期限5日程度）、
自店小売りを主とする製造業（対面売り菓子店、豆腐店等）、調理機能付自販機、
食品を分割して売る販売業（米屋、魚介類販売等）、食品取扱従事者の数が50人未満の事業場

- ☒ 工程管理が複雑な製造業、大規模施設の皆さんなどは
営業者自らが衛生管理計画を策定しましょう。
(HACCPに基づく衛生管理)



《対象事業者》

上記の「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」タイプ以外の事業者、
食鳥処理場（認定小規模を除く）、と畜場

HACCPの取り組み方が
わかりません…

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行う
那覇市内の施設向けに、HACCP普及講習会（無料）を開催しています。
講習会のお問合せ：（一社）沖縄県食品衛生協会（電話 098-871-1523）

新たに「食品衛生責任者」の設置が必要になります

- ☒ これまで食品衛生責任者の設置が不要であった食品取扱施設にも、
食品衛生責任者の設置が必要になります。



《新たに設置が必要になる業態の例》

臨時営業（テント・プレハブ等）、包装食肉販売業、包装魚介類販売業、集団給食施設、
食品の販売業（野菜・米なども含む）、営業許可不要な製造・加工業（例：コーヒー焙煎）など

食品衛生責任者の
資格を取得するには？

調理師、製菓衛生師、栄養士の資格をお持ちの方、医学・畜産学・農芸化学等の
所定の過程を修めて大学を卒業した方は食品衛生責任者になることができます。
資格を保有していない方は、食品衛生責任者養成講習会（有料）を受講しましょう。
講習会のお問合せ：（一社）沖縄県食品衛生協会 那覇支部（電話 098-853-9254）

農水産物の採取、輸入業、運搬業、常温包装品の販売業などはこれらの制度の対象外です。

「営業届出制度」が始まります



営業許可が不要な業態であっても、
食品を取扱う営業を行う場合は、保健所へ届出が必要になります。



《対象事業者》

以下の対象外施設を除く、

すべての食品取扱施設（製造・加工・販売・貯蔵等）

※現在、営業許可の対象になっている包装された食肉や魚介類の販売業（食肉販売業、魚介類販売業）、乳類販売業等は営業許可は不要となり営業届出制度へ移行となります。

※既に営業許可を取得している場合でも、届出営業を営む際は改めて届出が必要です。

※既に「給食施設」および「特定営業報告」の届出をしている施設は、新制度のもとで再度、届出が必要です。届出は無料です。

※委託により行う給食は営業許可の取得が必要です。令和3年5月31日までに許可を取得してください。

《届出対象外の事業者》○常温保存可能で、容器包装に入った食品をそのまま販売する営業 ○食品の運搬業

○常温保存可能な食品又は添加物の貯蔵のみを行う営業 ○食品又は添加物の輸入をする営業

○合成樹脂が使われていない器具又は容器包装の製造業 ○器具又は容器包装の販売業

○営業許可対象外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設 ○農家や漁業者が行う農水産物の採取

届出はいつまでに
行えばいいですか？

現に営業を営んでいる方は、**令和3年11月30日まで**に届出をしてください。
令和3年6月1日以降に開業される方は、開業時に届出をしてください。

届出はどのように
行えばいいですか？

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」を使用し、インターネットにより行ってください。
インターネットが利用できない方は、保健所までご相談ください。

「営業許可が必要な業種」が変わります



許可業種が見直され、これまで営業許可が不要であった
業態の一部で、営業許可の取得が義務付けられます。

営業許可証

《新たに営業許可の取得が必要になる業種の例》

水産製品製造業、密閉包装食品製造業、漬物製造業、液卵製造業、食品の小分け業
そうざい半製品の製造（そうざい製造業）、委託により行う給食（飲食店営業）など

※現在、法に基づく営業許可を取得している場合は、許可証に記載の有効期限まで当該許可は有効です。
次回更新時に別業種に変更となる場合があります。

営業許可はいつまでに
取得すればいいですか？

①新業種の対象となる事業者（現在市条例に基づく特定営業報告を行っている場合を含む）
（漬物製造業、食品を小分けする営業、液卵の製造業など）

現に営業を営んでいる方は、**令和6年5月31日まで**に営業許可を取得
してください。（3年の経過措置）

令和3年6月1日以降に開業される方は、開業までに許可を取得してください。

②集団給食施設の「調理業務」を受託した事業者は飲食店営業の許可が必要です。
給食受託事業者は**令和3年5月31日まで**に飲食店営業許可を取得してください。

※その他にも、各営業許可で可能となる調理・製造行為の範囲や、必要な営業許可証の種類等が変わる業種があります。
詳しくは職員にお尋ねください。